

## 日本法華験記から今昔物語集へ : 副詞の踏襲・換言・省略・付加

原, 栄一

<https://doi.org/10.15017/12184>

---

出版情報 : 語文研究. 31/32, pp.63-74, 1971-10-31. 九州大学国語国文学会  
バージョン :  
権利関係 :

# 日本法華驗記から今昔物語集へ

——副詞の踏襲・換言・省略・付加——

原 栄 一

A、当該語が省略されるもの。  
B、当該語が換言されるもの。

- II、法華驗記に用いられて、今昔物語集ではその一部が踏襲し、その大部が踏襲しないもの。
- III、法華驗記に用いられて、今昔物語集ではその大部が踏襲し、その一部が換言されるもの。
- IV、法華驗記に用いられて、今昔物語集でも用いられるもの。
- V、法華驗記では用いられないで、今昔物語集に用いられるもの。

なお、『日本法華驗記』は、長久年間に、沙門鎮源によって撰述されたものであるが、129の説話がこれに収められている。このうち多少なりとも今昔物語集と関連をもつ説話は98話、中でも法華驗記・今昔物語集どちらかに不備があるもの10話を除く88話は、ほぼ完全に今昔物語集の原典となっている。卷十二の6話・卷十三の41話・卷十四の21話・卷十五の10話・卷十六の6話・卷十七の4話等である。

原典『日本法華驗記』と、これに依拠した『今昔物語集』との間には、訳出される際に、副詞の踏襲・換言・省略・付加ということが行なわれる。変体漢文と片仮名交り文という異質の二文体間においてであれば、当然生じることがらである。生硬な漢文特有語あるいは漢文訓統語法を骨格としている変体漢文から、片仮名交り文という助詞・助動詞をも自由自在に駆使できる文体へと変貌する時に、文体が和化することは自然の成り行きといえるであろう。しかるに一般的副詞については、変体漢文と片仮名交り文とは多くの共通語をもつのであるが、法華驗記と今昔物語集とに限ったならば、そこにまたそれぞれの個性的用法もあるはずである。さて、このようなことから、法華驗記と今昔物語集とを比較し、次の五項目に分類して検討を進めることにする。

I、法華驗記に用いられて、今昔物語集では用いられないもの。

I、法華驗記に用いられて、今昔物語集では用いられないもの。

A、当該語が省略されるもの。

「宛(アタカモ) 4 (用例数を示す、以下同じ。」「重(カサネテ) 3」「曾(カツテ) 4」「種々(クサグサニ) 3」「悉(コトゴトク) 13」「頻(シキリニ) 1」「都・総(スベテ) 2」

「宛」は、「宛如…」の型で用いられ、

④下鎮西経営世路耕作田畠酒米豊稔宛如富人(66)〔鎮西ニ下テ、肥後ノ国ニシテ田畠ヲ令作メ、絹米ヲ貯ヘナドシテ、富人ニ成ニケリ。(十二35)〕

⑤田獵漁捕食完噉鳥狼籍不善宛如具縛聖人見此(94)〔狩漁ヲ役トシテ魚鳥ヲ食トセリ。◀聖人此レヲ見テ、(十五30)〕のように、今昔では「富人ニ成ニケリ」と和らげ、また、「宛」を含む句(傍線部)を全く除払してしまっている。「宛如…」という型は、今昔撰者には、非常に漢文訓読的生硬な語法と意識されていたのであろう。今昔に見ることが出来る僅か二つの用例でも、「宛(カ)モ」に「ニ不異ズ」(十七14)、「ニ似たり」(十七21)を呼応させ、「如シ」とは呼応させていないのである。

「曾」も同様に、「未曾…」の定型で用いられており、

⑥我等頃年遙見此島未曾来望(107)〔我等年来此ノ嶋ヲ見ヘドモ、未ダ来タル事无カリツ。(十六25)〕

⑦一心礼拝嘆未曾有矣往至我宅(113)〔泣ク礼拝シテ◀家ニ返ル。(十六6)〕

のように、⑦「曾」の字義を文末の完了助動詞「ツ」に生かしたり、⑧傍線部の句をそっくり取り払ってしまったりしている原義を保つ「曾」は今昔不採用の語であって、今昔に見られる孤例(十二8)にしても、原典となった靈異記(上33)の「曾无損」をそのまま継受した否定表現の陳述副詞である。

「都・総」を省略するのは、今昔における「スベテ」の用法がほぼ否定表現の陳述副詞と化していたことに影響されているのであろう。

「重」「種々」「悉」「頻」は、今昔で用いられないことはないが、本朝前半部での用例数はそれぞれ8・2・10・10で、頻用されるものではない。

B、当該語が換言されるもの。

「兼(カネテ)〔漢文的用法〕―亦」「決定(ケツチャウ)―必ズ」「蓋(ケダシ)―定メテ」「最初―先ツ」「手自(テツカラ)―自カラ」「漸々(ヤウヤウ?)―漸ク」「空(ムナシク)―徒ニ」「稍(ヤヤ)―少シ」

「兼」には漢文的用法と和文的用法との二者があり、法華驗記では両用されている。漢文的用法とは、「并也」すなわち「あわせて」の意に用いられ、和文的用法とは、漢文訓読語の「アラカジメ」に對立する「カネテ」、すなわち「前もつて」の意の用法であるが、前者の用例15、後者の用例4が見られる。このことより挙げるべきは前者の漢文的用法であるが、その前に、對比させる関係上、まず和文的用法について見る。

④乃至臨終兼知死期(66)〔持経者遂ニ命終ル時ニ臨テ兼テ其ノ時ヲ知テ(十二35)〕

⑤能知人心説其所念兼見世相示其吉凶(74)〔兼テ人の心ノ内ヲ知テ、彼レガ思フ事ヲ云フニ違フ事无シ。亦、世ノ作法ヲ見テ、吉凶ヲ相スルニ不当ズト云フ事无シ。(十三27)〕  
のように、「前もつて」の意の「兼」は今昔でもそのまま「兼テ」として用いられる。これは、今昔の「兼テ」が専ら和文的用法であることによるのである。しかして、「あわせて」の意で用いられている漢文的用法の「兼」に対しては、「兼テ」とすることはなく、15例中14例までが「亦」と換言し、1例が省略されている。

⑥毎日読誦三部无退兼習法文(24)〔毎日ニ法花経三部ヲ読誦シテ、更ニ怠タル事无シ。亦、法文ヲ習テ、(十四23)〕

⑦読法華経殷重誠深兼持真言(30)〔幼ヨリ法花経ヲ受習ヒ日夜ニ読誦ス。亦、真言ヲ持テ年来行フ間、(十四25)〕

⑧一日所読三四十部兼復受学三密秘法(71)〔一日、三十、四十部ヲ讀シケル。亦、真言ノ秘法ヲ受習テ(十七41)〕

⑨読誦法華経兼又奉仕不動明王(92)〔法花経ヲ受ケ習テ日夜ニ読誦ス。亦、不動尊ニ仕テ苦行ヲ修ス。(十三21)〕

右の①②③は、「兼復」「兼又」のように、「復」「又」を補足しているが、これは、一方に「前もつて」の意の「兼」が混在するために、「あわせて」の意を明確にさせるための工夫かと思われる。なお、「兼」が「亦」に換言されずに省略された唯一の例

⑩枝散八方遍布一町兼有高茎(48)〔枝八方ニ指テ普ク一町

ニ敷満タリ、高キ茎有リテ隙无シ。(十三40)〕

についてみると、平面的に枝が伸び、なおかつ立体的にも茎が伸びたことを述べた部分に「兼」が使われており、決して適切な用語法とはいえない。この「兼」に今昔が触れていないのも首肯できることである。このように、「兼テ」を「前もつて」の意として専用した今昔においては、法華験記の「あわせて」の意の「兼」をすべて「亦」に換言しているのである。

「決定」は「ケツチャウ(易林本)節用集」によって音読されたと推定されるが、元来「不定」というような語に対する仏教術語である。法華験記の如き仏教説話に見られることは当然のこととはいえ、副詞としてかなりの用例が見られる。

⑪善根増長決定往生極樂世界(19)〔善根弥ヨ増テ必ズ極樂ニ参ナム。(十三8)〕

⑫明知決定往生極樂矣(34)〔疑ヒ无ク極樂ニ参タル人トナム語リ伝ヘタルトヤ。(十二39)〕

⑬決定当死人希有出不死事(108)〔必ズ可死キ難ニ値フト云ヘドモ、願ノ力ニ依テ命ヲ存スル事ハ、(十四9)〕

⑭境妙最後病也決定可死去(51)〔境妙ガ最後ノ病此レ也。此ノ度必ズ死ナムトス。(十五12)〕

右のように、「決定往生」(他に2例)、「決定当死」(他に1例)、「決定可死去」の形で用いられ、類型をなしている。この形は、後の謡曲や狂言にも見られるものである。さてこの「決定」を、今昔撰者は、仏教的特異語とも見做したらしく、⑯⑰⑱のように「必ズ」に、また⑲のように「疑ヒ无ク」に換言している。「決定」は、限定された被修飾語「往生」や「当死」から離れてこ

そ普遍的な副詞となりうるのであるが、法華驗記では僅かながら次の2例が見られる。

④我存生時雖持妙法薰修年淺未及勝利決定業所牽遇此惡緣今蒙聖人恩欲離此苦(129)「生タリシ時ニ法花経ヲ持キト云ヘドモ、願クハ聖人ノ廣大ノ恩徳ヲ蒙テ、此ノ苦ヲ離レムト思フ。(十四3)」

⑤一時思惟決定出去(30)「吉々ク思ヒ定メテケレバ、既ニ出テハ去ナムト為ルニ、(十四25)」

後の作品にも純粹に「かならず」「きつと」の意として用いられた例は数少いようであり、辞書類によると、太平記の用例が知られる。

「蓋」は、助字「哉」を文末に付し、疑問を含む推量表現として用いられているが、

⑥拳音啼叫言為若干乘牛馬人夫等蓋被踏殺哉(82)「音ヲ拳テ泣キ叫テ云ク、我ガ子ハ定メテ若干ノ道行ク馬牛人ノ為ニ踏殺サレヌラム、生キテ有ラム事難シ。(十二33)」

の如く、「定メテ」に換言されている。「蓋」と全く同義の適当な代用語がないことから、推定をあらわす「定メテ」を用いたものと思われるが、「蓋」を避ける意識の強さをここからも汲むことができる。今昔では不採用語の一つである。

「手自」は、

⑦即発道心觀生死苦手自書寫如来寿量品(129)「忽ニ道心ヲ発シテ、自ラ如来寿量品ヲ書寫シテ(十四3)」

のように、用例3揃って「自ラ」と換言されている。「手自」の係る語が「書寫」「刻彫」であるところを見れば、「自ラ」

よりもこのまま「手自ラ」とした方が、より適切であることは無論である。にもかかわらず強いて換言したのは、今昔物語集全巻を「自ラ」一語に統一し、すなわち用語を単数化し、集全の一貫性をはかるためであったに違いない。<sup>注4</sup>この換言の場合、「手自ラ」と「自ラ」との対比において、位相ということが必ずしも関与してはいないことが知られる。用語の単一化ということは、次の「漸々」についても言えることである。

「漸々9」は、用例数において「漸5」「徐1」を上回り、法華驗記としては多用されているといわなければならぬ。さて「漸々」の訓であるが、「漸」字を重複させた量語とみて、「ヤウヤウ」の訓を付するのはいかがであろうか。仮に「漸々」が「ヤウヤウ」であったとするならば、法華驗記撰者は和文語「ヤウヤウ」を過半において用い、「漸々」と表記することによってこれを留めたことになる。今昔では「漸ク」に統一されており、右の「漸々」9例のうち、「弥ヨ」に換言したもの1、省略したもの3を除き、残り5例はすべて「漸ク」としている。

II、法華驗記に用いられて、今昔物語集ではその一部が踏襲し、その大部が踏襲しないもの。

「豈(アニ)」「更(サラニ)」「情態副詞(漢文的用法)」  
「即、則、仍、便(スナハチ)」「早(ハヤク)」「当(マサニ)」

これらについて、まず、踏襲するものの踏襲しないものに対する比を示すと、「豈<sup>1</sup>」(踏襲するも踏襲しない)、「更<sup>1</sup>」「即<sup>1</sup>」(の用例数ももの用例数)、「早<sup>1</sup>」「当<sup>1</sup>」(の用例数ももの用例数)ということになる。

「豈」は、

④問死骸云既誦一乘豈無心神(13)〔屍骸也ト云ヘドモ、既  
ニ法華経ヲ誦シ給フ。豈ニ其ノ心无カラムヤ。(十三11)〕  
の1例のみが踏襲し、他は、

⑦頃年貧道孤独之身今開榮花亦預官爵豈不喜悅哉(49)〔年  
来ノ貧道ノ身ニ、今、榮花ヲ開キ官爵ニ預ル、何カ不喜ザラ  
ムヤ。(十二40)〕

のように、「何カ……ムヤ」に換言するもの。

②如是奇異其数又多豈非妙法威神明王加護哉(92)〔如此ク  
ノ奇特ノ事多シト云ヘドモ一ニ注シ難シ。実ニ法花ノ力  
明王ノ験新タ也。(十三21)〕

のように、反語表現を解いて言い和らげるもの。

⑦応言権者豈凡夫哉(74)〔世ノ人聖人ヲ権化ノ者トゾ云ケ  
ル。(十三27)〕

のように、前句を強調表現として、「豈」を含む句を省いたもの

(他に)  
3例)などがある。また

④何況一生當作仏事豈不登蓮哉(29)〔何況ヤ我レ一生ノ間  
功德ヲ修シタラマシカバ如此クノ苦ニ預カラマシヤハ、亦、  
▲極楽ニモ不參ザラムヤ。(十三44)〕

のように、「何況」と「豈」とが併用されたものにおいては、「  
豈」の方を省略する形で訳出している。かくのごとく、「豈」  
にできるだけ触れていないことを見ると、訓読語法を避ける意  
識の存在をそこに見出すことができる。

「更」には、本来漢文的用法である情態副詞と、和文的用法  
である陳述副詞との二者がある。この陳述副詞は否定表現に用

いられるもので、和文や変体漢文に頻用されるのであるが、法  
華驗記においても、情態副詞14例に対して陳述副詞84例と、6  
倍の使用度を示している。これが今昔になると、情態副詞17例  
・陳述副詞524例で、約30倍となり、殆ど陳述副詞化しきってい  
たと言っても過言ではない。このような傾向から、法華驗記の  
陳述副詞「更」を「更ニ」と踏襲する例21、換言する例7、省  
略する例56に対して、情態副詞の「更」は、「更ニ」と踏襲す  
る例1、換言する例1、省略する例12となっている。情態副詞  
「更」を踏襲した例が

②更添持誦妙法華経(33)〔更ニ法華経ヲ副ヘテ持シ誦シテ、  
(十三39)〕

の如く僅か1例であることは、今昔撰者にとって「更ニ」は否  
定文に用いる陳述副詞であって、情態副詞として用いることに  
は積極的でなかったことを明らかにしている。法華驗記に「更」  
字が見られない部分に、訳出の時、今昔が随意に付加した「更  
ニ」が18例見られるが、これらは情態副詞でなく、すべて陳述  
副詞として用いている。

「即」には名詞的・副詞的・接続詞的各用法が混在している  
が、これを一括して見ると、全用例124という多数にのぼる。こ  
のうちに踏襲されて「即チ」としたものは意外にも7例に過ぎ  
ず、換言したもの20、省略したもの97となっている。また、今  
昔が任意に「即チ」を付加したところもさほど多くはなく、「即  
チ」の乱用を抑えていることが知られる。今昔に用いられてい  
ない「即チ(則・仍を含む)」は全部で439例あるが、相対的には  
少いのであり、一見無造作に使用されているかのように見えて、

実はそうでなかったと言える。

④ 俄強力人四五人來即驅追我遙過山野將去即到一大寺 (118)

〔俄ニ強力ナル人四五人來テ〕我ヲ追テ遙ニ野山ヲ過テ將行  
シ間ニ◀一ノ大ナル寺有リ、(十三36)〕

について見るならば、「即」を省略し、接続助詞(的)「テ」  
「間ニ」によって前後文を繋いでいる。ここに、今昔撰者の片  
仮名交り文という文体への配慮を窺うことができる。

さらに、法華験記に「漸々」がかなりの数用いられることを  
見たが、他の変体漢文においては希有であることから、これは  
法華験記の一特点となしえよう。これと同様に、法華験記には  
「速」が用いられず、「早22」「早速3」「早疾1」「疾2」  
等に限られている。よってこれも亦、特点の一つとしてあげるこ  
とができる。「早」には「ハヤク」と「スミヤカニ」の訓が  
考えられるが、ここでは「ハヤク」として用いられたと憶測す  
る。この「早」を今昔が踏襲して「早ク」とするものは3例の  
みで、他は換言され、「速ニ」とする例8、「疾ク」とする例  
2である。それぞれの用例を示すと、

⑦ 是病早可治 (88) 〔此レヲ早ク可療治シ。(十三22)〕

⑧ 天童早還以此誓言 (83) 〔天童速ニ返リ給テ此ノ由ヲ以テ  
(十二32)〕

⑨ 不如早死不造惡業 (87) 〔不如ジ、疾ク死テ惡業ヲ不造ジ。  
(十二37)〕

の如きである。今昔全体の用例数が「早ク」53・「速ニ」394・  
「疾ク」163であり、「早ク」が最も少く、「速ニ」が多用され、  
「疾ク」も「早ク」の3倍用いられていることから、これらに

換言された事情も領ける。法華験記と今昔との専門語的な語の  
相違がもたらした結果と見るべきであろう。なお、「疾」2例  
と「早速」2例もすべて「速ニ」に換言されている。

⑩ 恒修不退菩薩行疾證無上大菩薩 (80) 〔常ニ不退ノ行ヲ修  
シテ速ニ无上菩提ヲ證セム。(十四18)〕

⑪ 勸客僧早速還去 (11) 〔義客ヲ勸メテ速ニ可返キ由ヲ云フ。  
(十三1)〕

「当」字は85例見られ頻用されている。「当」が再読文字と  
なっていた時期とはいえ、法華験記でどの程度再読されたかは  
詳らかでない。今昔で「当」に対応するところを「当ニ」とし  
たものは85例中の4例のみで、

⑫ 理満当知此非実狗 (35) 〔理満当ニ可知シ、此レハ実ノ狗  
ニハ非ズ。(十三9)〕

⑬ 当与現罰損其身命 (59) 〔当ニ現罰ヲ与ヘテ其ノ命ヲ断ム。  
(十三4)〕

のように、「当ニ……可シ」「当ニ……ム」の形をとっている。  
また、「只……可シ」2例、「必ズ……(平叙)」1例の形にし  
たものもあるが、大半は、

⑭ 何経験力勝当知勝負 (48) 〔此ノ二ノ経何レカ勝レ給ヘル  
ト勝負ヲ可知シ。(十三40)〕

⑮ 捨此苦身当酬聖人恩 (67) 〔此ノ身ヲ棄テ聖人ノ恩ヲ報ゼ  
ムト思フ。(十三33)〕

⑯ 為我書写法華經供養解脫当拔苦 (124) 〔我が為ニ法華経ヲ  
書写供養シ奉テ我が苦ヲ救ヘ。(十四7)〕  
のように、「可シ」「ム」「動詞命令形」「補助動詞(給フ)

命令形」となっており、「当ニ」の使用を極力避けているように見受けられる。

III、法華験記に用いられて、今昔物語集ではその大部が踏襲し、その一部が換言されるもの。

「明(アキラカニ)―現ハニ」「遍・普・周(アマネク)―皆」「一切―皆」「一心(音読?・ネンコロニ)―心ヲ一ニシテ・心ヲ至シテ・泣々ク・弥ヨ」「今(イマ)―未ダ」「各々(オノオノ)―皆」「必(カナラズ)―悉ク」「殊(コトニ)―敢テ」「定(サダメテ)―必ズ」「更(サヲニ)―敢テ・全ク・尚・永ク・率ニ・必ズ・皆・次ニハ」「既(ステニ)―遂ニ」「即(スナハチ)―忽ニ・遂ニ・速ニ・苦ニ・定メテ・然レバ・其レヨリ・此レ・今・爰ニ・其ノ時・其ノ時ニ・其ノ後・日来ヲ終テ」只・唯・音(タダ)―偏ヘニ・僅ニ」「忽(タチマチニ)―俄ニ・遂ニ」「忽然―俄ニ・搔消ツ様ニ」「慎(ツツシミア)―弥ヨ」「常(ツネニ)―明ケ暮レ・日夜ニ・年来・只・専ニ」「遂(ツヒニ)―忽ニ」「時(トキニ)―即チ・而ル間」「猶(ナホ)―未ダ」「甚(ハナハダ)―極テ・吉ク」「当(マサニ)―必ズ・只」「全(マタク)―皆」「先(マツ)―初メ」「尤(モトモ)―極テ・実ニ」「専(モハラニ)―只」「漸々(ヤウヤウ?)―弥ヨ」「漸(ヤウヤク)―既ニ・後ニハ」「僅(ワツカニ)―幸ヒ・只」

※注 右の中で、★印のものはI Bに属し、★印のものはIIに属する。従って、今昔物語集でその大部が踏襲されるものではない。

一部が換言される場合、今昔撰者が頻用した語に換えられることが多く、たとえば、

①莫生疑念一心不退修行妙法(64)〔疑ヒヲ成ス事尤クシテ、弥ヨ不退ズシテ法花経ヲ可持シ。(十三30)〕

②守大驚歎(71)〔守、此レヲ聞テ、弥ヨ驚キ歎テ云ク、(十七41)〕

③汝慎精進莫生懈怠(36)〔汝チ弥ヨ心ヲ至シテ懈怠スル事无カレ。(十四24)〕

④喜値仏法撰持漸々修行矣(36)〔仏法ニ値奉レル事ヲ喜テ、弥ヨ修行シケリ。(十四24)〕

の如く、「一心」「大」「慎」「漸々」は、それぞれ「弥ヨ」(今昔に用例344)に吸収されている。また、「当」の換言にしても、

⑤当生兜率天(104)〔必ズ兜率天上ニ生レヌ。(十五45)〕

⑥汝無怖畏当念…(123)〔汝チ不可怖ズ。只…等ノ文ヲ可憑シ。(十六16)〕

のように、「必ズ」(今昔に用例413)「只」(今昔に用例884)というような頻用語となっている。更に「遍・周」の換言も、

⑦國中遍聞判官代被害之由(115)〔国郡ノ内ノ人、皆、判官代被殺ヌト聞ツ。(十六3)〕

⑧障子遣戸葺賢天井周匝莊嚴(11)〔障子遣戸葺賢天井皆吉ク造タリ。(十三1)〕

のように、これも頻用語「皆」である。

次に、類義語P・Q二語がある場合、PはQに換言されるが、これの逆、すなわち、QがPに換言されることはないという事



実がある。

⑦亡後定煩遺弟(7)〔我レ死ナム時ニ弟子共必ズ煩ヒ有リナム。(十四1)〕<sup>(他に2例)</sup>

のように、「定」は「必ズ」に換言されるが、「必」が「定メテ」になることはなく、

⑧有四天童忽来至(70)〔四人ノ天童俄ニ来テ、(十六36)〕<sup>(他に2例)</sup>

のように、「忽」は「俄ニ」に換言されるが、「俄」が「忽ニ」になることはなく、

⑨此經典甚多不可数尽(19)〔此ノ經極テ多クシテ許ヘ不可尽ズ。(十三8)〕<sup>(他に1例)</sup>

のように、「甚」は「極テ」に換言されるが、「極」が「甚ダ」になることはないということである。今昔において、「定メテ」

148例D型<sup>(注7)</sup>、「必ズ」413例D型、「忽ニ」645例V型、「俄ニ」258例D型、「甚ダ」88例V型、「極テ」670例D型であることを勘

案すると、いずれもD型の副詞に換言されていることになる。「定メテ」と「必ズ」と「俄ニ」は同じD型であり、頼用語の方へ換言されたと見做しうるが、「忽ニ」と「俄ニ」については全く逆で、

このようなことはいえない。これはV型がD型の方へ換言されたと見なければならぬであろう。僅か3例であるとはいえず、

訓読語的「忽」を和文語的「俄ニ」に言い和らげている点は認めなければならない。「甚ダ」「極テ」については、「極テ」

が頼用語であると共に、「甚ダ」がV型であるということも見落してはならないであろう。なお、法華驗記における「忽」

「忽然」「俄」の用例数はそれぞれ25・5・7であって、「忽」

「忽然」を用いることがやはり多い。「忽然」は3例が換言されており、

⑩穴口忽然崩塞(108)〔俄ニ穴ノ口崩レ塞ガルニ、(十四9)〕

⑪作是語已忽然不現(124)〔…ト云テ搔消ツ様ニ失ヌ。(十四7)〕<sup>(他に1例)</sup>

の如く、「俄ニ」とし、また「搔消ツ様ニ」として和らげている。

今昔物語集において、避板法が頻繁に用いられることは、既に日本古典文学大系『今昔物語集』の解説で指摘されているが、この避板法のための換言がここに現われてくる。

⑫見諸鳥獸必射殺之若見魚鳥必食噉之(76)〔鳥獸ヲ見テハ必ズ此レヲ射殺ス。魚肉ヲ見テハ悉ク此レヲ食噉ス。(十三37)〕

⑬更不著絹布之類渡河不寒衣雨降日照更不著笠(74)〔絹布ノ類敢テ不着ズ。亦、道ヲ行クニ、河ヲ渡ル時更ニ衣ヲ不寒ズ。亦、雨ノ降ル日モ晴タル日モ全ク笠ヲ着ル事无シ。(十三27)〕

⑭更食和多利雖食和多利更不死(87)〔次ニハ和多利ト云フ茸……密ニ食ツ。其レニモ尚不死ネバ(十二37)〕

⑮其跡大脹受大苦惱(88)〔其ノ踏大キニ腫テ痛ミ悩ム事无限シ。(十三22)〕

⑯は「必」の重言であるが、これを「必ズ・悉ク」<sup>(注8)</sup>とし、⑰は重言された「更」をそれぞれ「敢テ・(更ニ)・全ク」「次ニハ・尚」に換言したものである。また⑱は、「大」の重言に

対し、副詞以外の「无限シ」をもって変化を与えた例である。

以上のほかに注目されるものとしては、

① 件持経者年過八十老耄猶存(126) (彼ノ経ヲ書キシ持経者年八十余ニシテ老耄シ乍ラ未ダ生テ有ケリ、(十四6))

② 汝父母皆今在彼国(31) (汝ガ父母未ダ彼ノ所ニ有リ。(十四12))

のように、肯定文に用いられる「未ダ」に換言したのが見られる。

#### IV、法華験記に用いられて、今昔物語集でも用いられるもの。

「明(アキラカニ) || 明ニ」 「強(アナガチニ) || 強ニ」  
「敢(アヘテ) || 敢テ」 「改(アラタメテ) || 改メテ」 或  
(アルイハ) || 或ハ」 「何・争(イカデカ) || 何デカ」 何  
況(イカニイハムヤ)・況(イハムヤ) || 何況ヤ・況ヤ」  
「忿(イソギテ) || 急テ」 「徒(イタツラニ) || 徒ニ」 「一  
心(音読?・ネンゴロニ) || 一心ニ」 「未(イマダ) || 未  
ダ」 「于今(イマニ) || 于今」 「弥・倍(イヨイヨ) || 弥  
ヨ」 「転(ウタタ) || 転」 「各々・各・各以(オノオノ)  
|| 各」 「自然(オノヅカラ) || 自然ラ」 「大(オホキニ)  
|| 大ニ」 「必(カナラズ) || 必ズ」 「還(カヘリテ) || 返」  
「権(カリニ) || 権ニ」 「極(キハメテ) || 極テ」 「殊・  
特・特以(コトニ) || 殊ニ」 「定(サダメテ) || 定メテ」  
「更(サラニ) || 更ニ(陳述副詞(和文的用法))」 「暫・  
且・須臾(シバラク) || 暫ク・且ク」 「随分 || 随分ニ」 「既  
・已(ステニ) || 既ニ」 「暗(ソラニ) || 暗ニ」 「互(タ  
ガヒニ) || 互ニ」 「只(タダ) || 只」 「但・唯(タダ・

タダシ) || 只・但シ」 「忽(タチマチニ) || 忽ニ・急ニ」 「忽  
然 || 忽ニ」 「度度(タビタビ) || 度々」 「希(タマサカニ)  
|| 希ニ」 「適(タマタマ) || 適マ・適ニ」 「常・恒(ツネ  
ニ) || 常ニ」 「遂・遂以・終(ツヒニ) || 遂ニ」 「具(ツ  
ブサニ) || 具ニ」 「時々(トキドキ) || 時々」 「俱・共(ト  
モニ) || 共ニ」 「永・永以(ナガク) || 永ク」 「就中(ナ  
カンツクニ) || 就中ニ」 「猶・尚(ナホ) || 猶・尚・尚シ」  
「何(ナンゾ) || 何ゾ」 「俄(ニハカニ) || 俄ニ」 「願(ネ  
ガハクハ) || 願クハ」 「叮嚀・懇・懇懇・懇(ネムゴロニ)  
|| 丁寧ニ・懇ニ・苦ニ」 「始(ハジメテ) || 始メテ」 「甚  
・甚以・太以(ハナハタ) || 甚ダ」 「竊(ヒソカニ)・密  
々(ヒソヒソ?) || 竊ニ・密ニ」 「偏(ヒトヘニ) || 偏ニ」  
「終日(ヒネモスニ) || 終日ニ」 「再(ワタタビ) || 二度」  
「恣(ホシイママニ) || 恣ニ」 「殆(ホトホド) || 殆」 「髣  
髴(ホノカニ) || 髣ニ」 「誠・誠以(マコトニ) || 実ニ」  
「全・全以(マタク) || 全ク」 「先(マツ) || 先ヅ」 「自  
(ミツカラ) || 自ラ」 「皆(ミナ) || 皆」 「若(モシ) ||  
若シ」 「尤・最(モトモ) || 尤モ」 「専(モハラニ) 専  
ニ」 「漸(ヤウヤク) || 漸ク」 「努努(ユメユメ) || 努、  
能(ヨク) || 吉ク」 「通夜・終夜・竟夜(ヨモスガラ)  
|| 終夜」 「僅・纔(ワズカニ) || 僅ニ・纔ニ」  
右にあげたものの中には、「各以」「特以」「遂以」「永以」  
「甚以」「太以」「誠以」「全以」(この他に「厚以」など)  
の如き、「以」字を添えたものが見られる。既に築島裕博士が  
述べられていることであるが、この「以」は変体漢文特有の用

法であるらしく、殆ど無意味な文字ということである。「世説新語」索引によつて、「遂以俱免」「深以相委」の如き例は見られるものの、希少な例であり、また、これらの「以」を直ちに副詞語尾と見ることもできない。法華験記においては、明らかに副詞と意識して添加された「以」であると思われる。ところで、この「以」は「モテ」と訓むべきものかと思われるが、ここでは一応、不説として訓を付している。

さて、法華験記・今昔物語集共通の副詞で両者を比較できるものといへば、二つの用法をもつ「若」と、呼応に変化をもつ「況」との二つくらいである。「若」には仮定表現の漢文的用法と疑問表現の和文的用法とがあるが、今昔では共に踏襲・省略・付加が行なわれている。法華験記における仮定表現と疑問表現との用例数を比べると、44・10であるが、今昔(卷12、17、対応する説話だけではなく、全部の説話を含む)では、64・31という比になっている。このことは、両用法の省略・付加を通じて、今昔がやや和化していることを示すものである。

次に「況・何況」について見ると、用例25のうち踏襲9・省略16となっている。踏襲されたもののうち、5例は文末を「ムヤ・マシヤハ」で結ぶが、あるいは体言に「ヲヤ」を添えて叙述を省く語法、すなわち漢文訓読と同様の語法であるが、他の4例は

② 況結菴住哉(68) (況や菴ヲ造ル事无シ。(十三24))  
のように、反語表現を回避して型に填らない平易な平叙文に訳出している。このような点にも和化した点を指摘できる。ここで一つ注意すべきは、次の例のように、「何況」の構文が破格

となっている例を見出しうることである。

③ 亦有道心常念後世被引事緣雖迴世路心在山林專思隱居何況  
晝夜讀一乘經以此善根迴向菩提(64) (亦道心有テ常ニ後世  
ヲ恐ル、心有リ。事ノ緣ニ被引レテ世路ニ廻ルト云ヘドモ、  
只隱居ヲ好ム心ノミ有リ。◀日夜ニ法花經ヲ誦シテ願クハ此  
ノ善根ヲ以テ菩提ニ迴向ス。(十三30))

今昔では「何況」のみを省略することによって文意を通して  
いるが、これは「何況」に反語を導く機能が失われていたことを  
意味するのであり、単に「いうまでもなく」という程度の意とな  
っているのである。法華験記にこの類の用例が僅か2例では  
あるが見られることは、変体漢文を考察する上で興味あること  
である。

法華験記の「況・何況」を今昔が省略する例は16であるが、  
反語表現を解いて平叙文に直すために「況」を取り払った例は  
④ 況手持念珠肩繫袈裟哉(76) (手ニ念珠ヲ不持ズ、肩ニ袈  
裟ヲ不懸ズ。(十三37))

の1例のみで、この④と⑤を除く14例はすべて

④ 雖食附子而更不死猶不損心地況及死門哉悔附子無驗更食和  
多利雖食和多利更不死(87) (初ハ附子ヲ食フニ不死ズ。◀  
次ニハ和多利ト云フ苜蓿必ズ死ヌル物也ト聞テ山ヨリ取り持来  
テ密ニ食ツ。其レニモ尚不死ネバ、(十二37))

⑤ 於法華經一心誦誦不惜身命何況其日誦誦三十余部(69)  
(法花經ヲ受ケ習テ日夜ニ誦誦シテ身命ヲ不惜ズ。◀毎日二  
三十余部ヲ誦スル事懈怠无シ。(十三25))  
の如く、「況・何況」を含む句全部を省略している。このこと

は、「況・何況」が漢文訓読語であるから用いることを拒んだ  
ということではなく、必要以上の大仰な表現を抑えるために、  
あるいは蛇足的語句や仏教の難句を棄てるためにとられた手段  
であったと見受けられる。

禁止表現に用いる「努努」は、純粹漢文には見られないもの  
であるので、変体漢文の例として法華驗記のものをあげておく。

④ 誠宅自言努努他人無語是慮外幻化非実事(35)〔家主ニ答  
テ云ク、此ノ事不慮ル外ニ有ル事也、更ニ実ノ事ニ非ズ。努  
| 他人ニ此ノ事不可令語聞ズ。(十三9)〕

V、法華驗記では用いられないで、今昔物語集に用いられる  
もの。

「聊(イササカ)ニ」「艶(エモイハ)ズ」「早(ハヤ)  
ウ」「譬(タト)ヒ」「慙(ナマジヒ)ニ」「和(ヤハ)  
ラ」

今昔物語集において、「艶ズ」「早ウ」「和ラ」はA型、「聊  
ニ」「譬ヒ」「慙ニ」はD型であり、いずれも今昔撰者が自由  
に付加することのできた副詞である。「聊ニ」などのD型語は  
純粹漢文・変体漢文に見られるものであるので、法華驗記にた  
またま現れなかった語とすることができるが、「艶ズ」などの  
A型語は変体漢文にも容易に見出せる語ではないようである。

### 三

以上とりとめもなく羅列してきたことがらをここに簡短にま  
とめてみると、次のようになるであろう。

法華驗記が今昔物語集へと訳出される際に生じる副詞の省略  
・換言の理由は、

- 1、いわゆる漢文訓読語であるから。
- 2、漢文本来の原義を保持して、今昔物語集での用法と  
合致しない用法であるから。
- 3、用語の単一化をはかって一貫性をもたせようとする今昔  
物語集の用語法に反する特異な語であるから。
- 4、変体漢文で必要度の高い語も、片仮名交り文では必要度  
が低下するから。

ということになる。1には「宛」「曾」「豈」「蓋」などがあ  
り、2には「都・総」「更」「兼」がある。今昔物語集で「ス  
ベテ」「更ニ」が否定の陳述副詞と化しているため、原義を保  
っている「都・総」「更」は省略されることが多く、また、今  
昔物語集で「兼テ」は専ら「前もって」という意の和文的用法  
と化しているため、原義をなお維持している「兼(「あわせて」  
の意)」はすべて「亦」に換言されるのである。3には「手自」  
を「自ら」に、「漸々」を「漸ク」にする事例が見られ、特に  
仏教術語「決定」を「必ズ」などに換言する。また、法華驗記  
の専用語「早」も今昔で頻用される「速ニ」に換言されるので  
ある。4に該当するのが「即」である。今昔物語集における439  
の多例は、無造作に駆使されたが如き観を呈してはいるが、十  
分な配慮のもとに乱用されていないことを知るのである。

大部は踏襲されるが、一部が換言されるものについては、

- 5、類義の頻用語に吸収される場合。
- 6、訓読語的副詞が和文語的副詞になる場合。

7、避板法をとる場合。

の三つがあげられる。5に該当するのは「弥ヨ」「必ズ」「只」「皆」等の類用語であり、6は、「忽」を「俄ニ」、「甚」を「極テ」とするが如きである。5は3に通じ、6は1に通じると言えるであろう。7は「必」「更」「大」をそれぞれ重用する場合であるが、訳出がいかに慎重になされたかを示すもので、これまた4に通じる点がある。更に、「若」「況」の用法についても、訳出が和化の方向へ指向していることを窺いうるが、訓読語を含む句の誇大表現を省略した今昔撰者の訳出態度も併せ考えなければならぬ。

右の如く、日本法華驗記と今昔物語集との間に見られる副詞の踏襲・換言・省略・付加を通じ、仏教説話としての変体漢文体および片仮名交り文体の、共通点と相違点の一端を窺いうるのである。

注

- 1、「日本法華驗記」は続群書類従所収の享版本により、「今昔物語集」は日本古典文学大系本によった。
- 2、法華驗記の各語に付した訓は、一応、群書類によつてはいるが、便宜的に付したものであり、なお考究の余地があるものも含まれている。
- 3、「六十万人決定往生の御札を普く衆生に与へ候。」(遊行柳)「ただ南無阿弥陀仏とさへ唱うれば、決定往生が疑いない。」(宗論)
- 4、このようなことについては、山口佳紀氏に、「今昔物語集の文体基調について」(国語学67)という論がある。
- 5、「漸々」の訓については、わずかに観智院本類聚名義抄に、「漸々

スコフル」と見えている。

6、記録資料の「早」字は「はやく」の漢字表記であろうということ、峰岸明氏も述べていられる。(「今昔物語集における漢字の用法に関する一試論」国語学84)

7、拙稿「副詞の語性と今昔物語集のADV型」(福田良輔教授退官記念論文集)参照。

8、「悉ク」は13例が省略され、IAに属するものとしたが、このように、避板法に付加された1例が見られる。

9、「平安時代の漢文訓読語につきての研究」938頁